

亀岡農業振興地域整備計画の変更について

亀岡市産業観光部農林振興課

令和6年11月

I 農業振興地域制度

農業振興地域制度は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく優良な農地を確保・保全するとともに、農業の振興に必要な施策を計画的かつ集中的に実施することにより、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的としています。

長期にわたって総合的に農業の振興を図る地域を「農業振興地域」として制度の目的を達成するため知事の指定を受けています。

亀岡市では、5, 454 ha が「農業振興地域」に指定されています。

II 農業振興地域整備計画

農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）とは、農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、国の基本指針並びに京都府の基本方針に基づき、市町村が定める総合的な農業振興計画のことです。

整備計画の内容は、相当長期にわたり（おおむね10年以上）農業上の利用を確保すべき土地と施策について次のことを定めています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①農用地として利用すべき土地の区域と用途区分（農用地利用計画）②農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項③農用地等の保全に関する事項④農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率化かつ総合的な利用の促進に関する事項⑤農業の近代化のための施設の整備に関する事項⑥農業を担うべき者の育成・確保のための施設の整備に関する事項⑦農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項⑧農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項 |
|--|

1 農用地利用計画とは

整備計画のうち農用地利用計画とは、「農用地」として利用すべき土地の区域（農用地区域）の地番による指定とその用途区分（田、畑、農業用施設用地）を定める計画をいいます。集団的にある農地を将来にわたり優良農地として

農業上の利用を確保するとともに、農用地利用計画以外の各計画を総合的かつ計画的に推進するための土地の区域を定めているものです。

※「農用地等」とは

農地（田・畑・樹園地）、土地改良施設用地（用排水路施設や農道）、農業用施設用地（畜舎など）をいいます。

2 農用地区域の農地のメリット

- ①農業基盤整備事業等の農業施策（多面的機能支払・中山間地域等直接支払などの交付金事業を含む）の受益地となります。
- ②税制上の優遇措置が受けられます。
- ③原則として、宅地などの農業上の用途以外に利用するための転用が認められないため、乱開発の防止となります。

Ⅲ 農業振興地域整備計画の管理方法

1 特別管理

市町村の農業振興地域整備計画は、おおむね10年間を見越した農業振興に係る基本計画として策定しているものですが、5年ごとに実施する基礎調査の結果や社会経済情勢の変動などを踏まえ、必要な場合には全面的な変更（見直し）を行うことができます。

本市においても、昭和49年に策定以来、今日までに8回の変更（見直し）を行っていますが、農用地利用計画における農用地区域の編入・除外や各種農業振興計画の変更（見直し）等は、原則としてこの特別管理以外では認められません。

2 一般管理

農用地利用計画のうち、早急に農地以外のものとして利用しなければいけない事由が発生した場合（農家用住宅建築のための転用や公共事業用地など）及び農地から農業用施設用地への用途変更に限っては、年2回程度の変更を行うことができます（用途変更は随時受付）。

なお、特別管理及び一般管理により農用地利用計画を変更する場合には、ともに知事の同意を受けるとともに公告が必要となります。

IV 亀岡農業振興地域整備計画の変更（第9回特別管理）

1 農用地利用計画の見直しに係る基本的な考え方

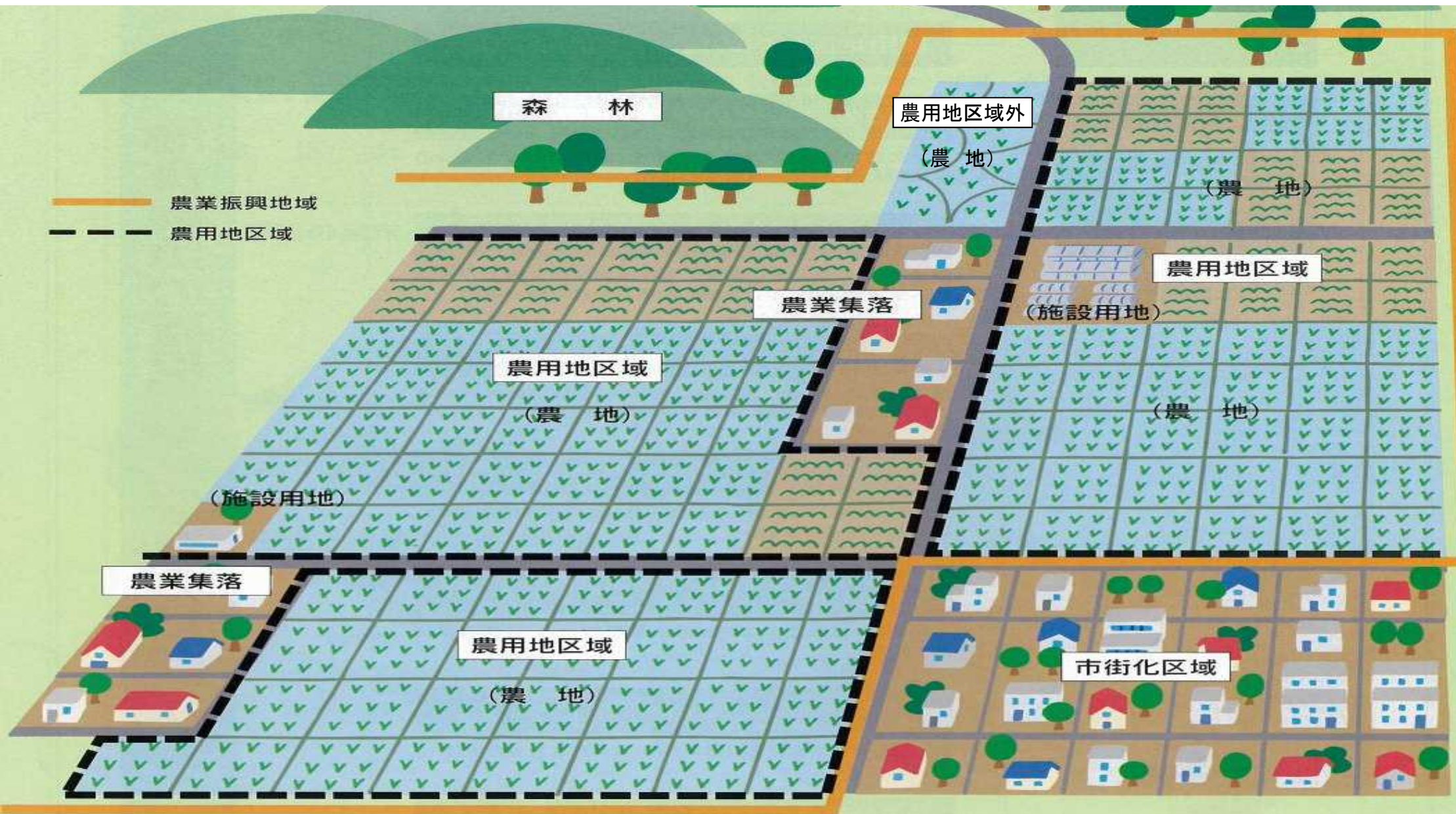
おおむね10年にわたり農地として利用する土地を「農用地区域」として、省令に定める基準に従って用途を指定することとなっており、次のとおり対応することとします。

- ①一定のまとまり（10ha）を持つ集団的な連坦農地は、農用地区域として設定する。
- ②土地改良事業の実施区域を明確にし、当該区域内農地を農用地区域として設定する。
- ③農業上の用途以外への土地利用計画及び事業等を明確にし、その計画等に沿って農用地区域から除外する。
- ④集落の居住区域内に点在する農地の土地利用計画を明確にし、農用地区域への編入又は除外を行う。

2 除外の6要件について

- 1号要件 当該農地等を利用することが必要かつ適当であって、他に代替える土地がないこと。
- 2号要件 農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3号要件 農地の集団化や作業の効率化など農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4号要件 効果的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。（認定農業者等による利用集積等）
- 5号要件 土地改良施設（用排水施設や農道など）の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 6号要件 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から8年が経過していること。

農業振興地域及び農用地区域の概念図



農用地区域に定める土地（法第10条第3項）

① 10ha以上の集团的農用地



② 土地改良事業の対象地



③ 農業用施設用地

（2ha以上のもの又は①、②に隣接するもの）

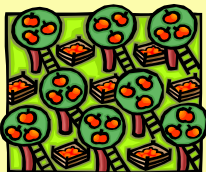


④ 地域の農業振興を図る観点から農用地区域に含める必要がある土地

野菜団地



果樹団地



棚田



農用地区域内の土地の用途区分（法第10条第3項、規則4条の2）

① 農地



② 採草放牧地



③ 混牧林地



④ 農業用施設用地

